

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第4回）議事次第

日 程：令和2年5月27日（水）
16時30分

場 所：正庁（本庁舎5階西側）

1 議 題

- （1） 新型コロナウイルス感染症対策における今後の対応について（案） 【資料2】
- （2） 市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン（案） 【資料3】
- （3） その他（報告事項等） 【資料4～6】

➤ 【資料1】 本市における新型コロナウイルス感染症患者の状況

➤ 【参考】 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針

〇本市における新型コロナウイルス感染症患者の状況（5月26日午後7時00分現在）

1 患者の発生状況

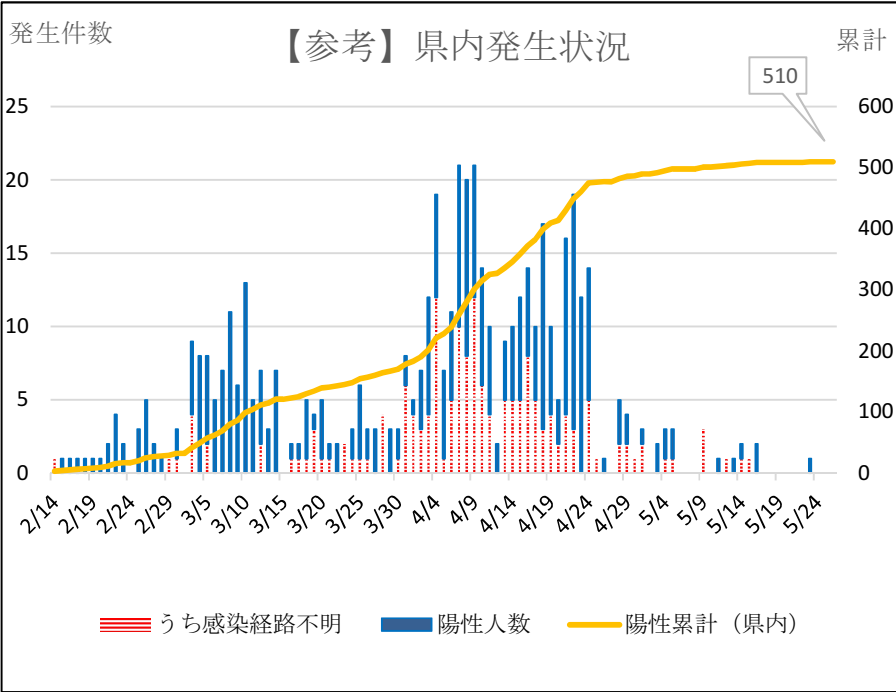
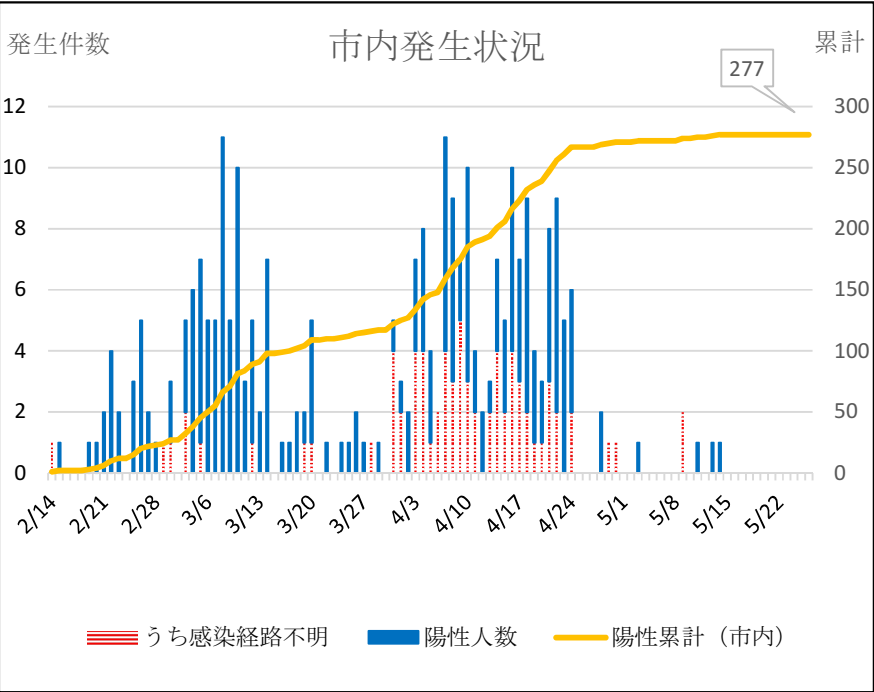
(1) 累計患者数

	2月	3月	4月	5月	累計
発生	24	98	149	6	277
死亡	－	16	6	1	23

(2) 前2週の発生状況（再掲）

日付	5月																合計
	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)	16日 (土)	17日 (日)	18日 (月)	週 小計	19日 (火)	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)	23日 (土)	24日 (日)	25日 (月)	週 小計	
発生	－	1	1	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	0	2
死亡	－	－	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	－	0	0

(3) 発生状況一覧



※県内の発生事例は1月26日から

2 退院者数 249名

3 性別・年齢別発生状況

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代～	合計
男性	4	3	28	20	16	17	23	19	16	146
女性	2	1	26	7	13	24	20	14	19	126
合計	6	4	54	27	29	41	43	33	35	272

※別に年代・性別非公表の患者1名あり。

※別に再陽性化した患者4名（90代女性、40代女性、60代男性、30代女性）あり。

新型コロナウイルス感染症対策における今後の対応について（案）

～ 緊急事態宣言解除を受けて 5.27 ～

4月16日、国の法律に基づく緊急事態宣言の対象区域に愛知県が指定されて以降、一層の緊張感を持って外出自粛要請や接触機会の8割削減、モノから人への接触感染防止に努めるなど、市民の行動変容につながる対策を進めてきました。

市民、事業者の皆様にご協力いただいた結果、5月14日には国の緊急事態宣言が解除され、また、5月26日には愛知県独自の緊急事態宣言も解除されたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は他国を例にとれば、警戒が緩むことで感染症が再度まん延する第2、第3の波が今後懸念され、ウイルスとの戦いは長期戦となることが見込まれます。

本市においては、国における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日改正）及び「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」（5月26日策定）を踏まえ、以下の対応方針により感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとりながら、必要な対策を講じ、安心・安全な日常を一步ずつ取り戻してまいります。

今後の対応方針

- 市内の感染症発生動向や気候等による状況変化に応じて、適切かつ柔軟な感染拡大防止対策を講じるとともに、市民一人ひとりの「新しい生活様式」に基づく生活について、気を緩めることなく実践、定着されるよう、様々な機会・手段を通じて情報提供・啓発をより一層推進する。
- 今後の感染状況を継続的に注視し、丁寧な健康観察を実施するとともに、再度の感染者数の急増に備え、本市のこれまでの対応を独自に分析・評価したうえで、検査体制の構築や医療崩壊を回避するため医療体制の充実・強化を図る。
- 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、様々な不安をもつ市民、中小企業をはじめとする事業者の声に耳を傾け、市民の暮らしを守るための生活支援・子どもたちの学びの保障などに取り組むとともに、事業継続や雇用維持に係る必要に応じた切れ目のない支援を引き続き行う。

I 感染防止対策の継続 ～新しい日常のスタート NEW NORMAL～

これまで市長定例会見や市公式ウェブサイト、広報なごや、Twitterなど、様々な手段を通じて市内における陽性患者発生状況等の感染動向や不要不急の外出自粛の要請、「3つの密」の回避といった行動変容を促す情報発信を行うとともに、市立学校や幼稚園等における臨時休業のほか、市民利用施設の休館対応や本市主催行事の中止、在宅勤務といった新しい働き方の推進など、感染防止対策を徹底してきました。

<これまでの主な取り組み>

- 市公式ウェブサイト、広報なごや、新型コロナウイルス感染症対策特設サイト、SNS等において感染動向や人出状況はじめ関連情報を発信
(4月27日特設サイト開設)
- 身の回りで不特定多数の人がよく触るモノから人への接触感染防止の取り組みとして「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の3つのDを除菌する「3D大作戦」を展開
- 市民利用施設の休館対応や「市有施設の開館に向けたガイドライン」等を踏まえた適切な感染防止対策の実施
(5月15日ガイドライン策定)
- 「市が主催する催物(イベント等)に係るガイドライン」の策定
(5月27日ガイドライン策定)
- 在宅勤務、時差出勤といった感染症防止を目的とした新しい働き方の推進

今後、小中学校等の再開や市民利用施設における段階的な再開にあたっては、状況変化に応じた柔軟かつ徹底した感染防止対策が必要であり、飛沫感染対策のみならず、モノから人への接触感染を防ぐため、「3D大作戦」を継続して周知し、行動変容を促すとともに、市民一人ひとりが基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」について、定着が図られるよう、一層の情報発信に努めてまいります。

Ⅱ 医療体制の充実・強化 ～次のコロナに備え、命を守る～

これまで保健センター等における相談受付対応や帰国者・接触者外来の設置、本市における検査体制の整備などに取り組むとともに、クラスターの拡大が懸念された通所介護事業所等に対する休業要請や丁寧な健康観察など本市独自の取り組みを含め、迅速かつ適切な対応に努めてきました。

<これまでの主な取り組み>

- 保健センターに帰国者・接触者相談センターを設置
- 保健センターにおいて感染者に接触した者等に対する健康観察を実施
- 帰国者・接触者外来等を設置している医療機関に対する支援を実施
- 衛生研究所におけるPCR検査の実施及び地域外来・検査センターの設置等のPCR検査体制の強化
- 入院医療体制の確保や宿泊療養施設における軽症者の受入れ等にかかる愛知県との連携
- 「新型コロナウイルス感染症対策事業基金（でらハートフル基金）」の設置及び寄附募集（5月15日受付開始）

今後も継続的に市内の感染者の発生状況を注視し、丁寧な健康観察を実施するとともに、本市のこれまでの対応を独自に分析・評価してまいります。さらに再度の感染拡大を見据え、必要な方が確実に検査を受けられるPCR検査体制の構築や医療崩壊を回避するための医療体制の充実、強化を図るなど、第2波・第3波に向けた対策をすすめてまいります。

Ⅲ 市民生活・子どもへの支援 ～市民や子どもの声に耳を傾ける～

新型コロナウイルスの影響に伴い市民の暮らしはこれまでと一変し、住まいや子育てに関する不安に対して、各種相談窓口での対応や、市営住宅の提供、水道料金の減額など必要な支援を実施するとともに、外出自粛に伴い、家庭等で過ごしていただくための動画コンテンツ等の提供などに取り組んできました。

<これまでの主な取り組み>

- 人権啓発や人権に関わる相談窓口の案内
- こころの健康に関する電話相談の実施
- 保護者の就労支援及び子どもの居場所を確保するため、民間児童福祉施設等が、学校の臨時休業に伴う本市の要請に応じ、開所を継続
- 児童相談所や保健センター等において、支援が必要な子どもや妊産婦に対して、定期的に状況把握し、必要に応じて訪問をする等見守り体制を強化
- 「なごや子ども応援委員会」の常勤スクールカウンセラーなどの専門職により子どもたちに対する心のケアを継続的に実施
- 児童・生徒に対する感染症についての正しい知識と適切な行動のための指導や人権教育の実施
- 市営住宅の提供（４月１３日受付開始）
- 水道料金の減額や上下水道料金の支払いが困難な方に対する支払の猶予
- なごや健康体操などの周知、Nagoyaモーニングダンスの配信
- 「ナゴヤの子ども元気・笑顔プロジェクトちゃんねる」の開設
- 特別定額給付金の支給
（５月９日オンライン申請受付開始、５月２５日申請書順次郵送開始）
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給
（一般支給対象者：６月上旬案内郵送（申請不要）、公務員支給対象者：所属庁より順次申請書配布）

今後も市民の必要なニーズに耳を傾け、適切な対応や支援策を講ずるとともに、教育活動再開後の学校・園等における学習支援や環境整備を進めてまいります。また、学校と「なごや子ども応援委員会」が連携し子どもの心のケア等に全力で対応してまいります。生活環境の変化による児童虐待やＤＶなど、見守りが必要な子どもや子育て家庭には、引き続き関係機関と連携しながら適切に対応してまいります。

さらに、感染した方や医療従事者並びにその家族や関係者等に対する、いわれのない誹謗中傷や差別的行為が生じないよう適切な取り組みを進めてまいります。

Ⅳ 事業者への支援 ～継続的な支援により暮らしを守る～

本市では市内金融機関と連携した融資制度や愛知県の休業要請に応じた事業者への協力金を交付する等、事業者への支援を実施してきました。

＜これまでの主な取り組み＞

- ナゴヤ信長徳政プロジェクトによる中小事業者支援
（５月１日「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」の創設）
（５月８日中小企業金融ワンストップ連携機関の認定開始）
- 県の休業等の要請に応じた事業者に対して「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金」の交付（５月１５日受付開始）
- 入居する複合商業施設等の休業方針により休業を余儀なくされた事業者に対する「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金」の交付
（５月１５日受付開始）
- 県が基本的に休止要請していない施設で市民生活に必要な事業を継続している事業者に対する「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」の交付（６月下旬受付開始）
- 飲食宅配サービス利用促進事業の実施
- 活動を自粛しているプロのアーティスト等に対する「ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業」の実施
- 自主的に休業した理美容事業者への休業協力金の交付（６月１日受付開始）
- 開所要請に応じた民間児童福祉施設等に対し、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金」の交付

今後も短期、中長期といった段階的な当地域の経済活動の回復をめざし、国や県の動向も注視しながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中小企業をはじめとする事業者に対して、「ナゴヤ信長徳政プロジェクト」などの切れ目のない継続的な支援を積極的に行ってまいります。

市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン（案）

令和 2 年 5 月 27 日時点

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 5 月 25 日改正）及び当地域の感染状況等を踏まえ、市が主催する催物（市職員のみ研修や会議等を含まない。以下「イベント等」という。）について、本ガイドラインに従って適切な感染防止策等を講じたうえで実施する。

なお、イベント等の実施にあたっては、イベント等の形態や場所、参加人数等が異なることから、本ガイドラインの趣旨を踏まえたうえで、その実態に応じて実施可否を判断する等対応することができるものとする。

1 イベント等の開催制限

別紙「イベント等を実施する際に講じるべき感染防止策例」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じることを前提に、次の目安によりイベント等を開催することができるものとする。

なお、次の目安の上限人数に満たないイベントであっても、例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、次の目安に関わらず、開催にあってはより慎重に検討すること。

(1) ～6 月 18 日

- ・ 屋内であれば 100 人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば 200 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2m）

(2) 6 月 19 日～7 月 9 日

- ・ 屋内であれば 1,000 人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば 1,000 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2m）

(3) 7 月 10 日～31 日

- ・ 屋内であれば 5,000 人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば 5,000 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2m）

※ 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

2 留意点

- (1) 8月1日以後の取扱いについては、今後検討の上、別途定める。
- (2) 市内で急激な感染拡大のおそれが生じた場合や、同種のイベント等でクラスター発生事例が確認された場合等には、開催を厳格に判断すること。
- (3) 市が共催等するイベント等については、本ガイドラインと同様の対応を要請するものとする。
- (4) 本ガイドラインは、今後の状況の変化等を踏まえ随時見直しを行う。

イベント等を実施する際に講じるべき感染防止策例

段階	感 染 防 止 策 例
事前準備	○換気機能（機械設備、開放可能な窓等）を有し、参加人数に適した会場を選定する。 ○参加にあたっての要件等を事前に周知する。 ・開催当日に発熱等の症状がある場合、感染陽性者又は感染が疑われる人との濃厚接触がある場合の参加自粛要請 ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合の参加自粛要請 ・参加申し込みや実際の参加者がキャパシティを超過した場合の対応（該当がある場合） ○キャンセル代等について配慮する。
開催直前・入場時	○不特定多数の人が触れると想定される箇所は消毒等を実施する。 ○会場入り口等に手指の消毒設備を設置する。 ○入退場に時間差を設ける、受付や待合場所等を広くとる等、人を密集させない環境を整備する。 ○サーモカメラ、非接触型体温計の活用や体温等健康状態の申告等により、参加者の健康状態の把握に努め、発熱時等における参加の自粛を促す。 ○感染予防のための注意事項（マスクの着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底、人と人との距離の確保、大声での会話の自粛等）を周知する。 ○感染追跡調査を可能とするため、参加者への連絡手段の確保に努める。
開催中	○感染予防のための注意事項を随時周知徹底する。 ○定期的に換気を実施する。 ○必要に応じ、イベント等の途中において手洗いや手指消毒ができる機会を確保する。
開催後	○参加後の手洗いや手指消毒を呼び掛ける。 ○参加後における三密の生ずる交流等を自粛するよう呼び掛ける。 ○多数の参加者が触れた箇所は消毒等を実施する。

主なイベント等の実施予定（R2.5.27時点）

イ ベ ン ト 名	当 初 予 定 日	実 施 予 定
区 民 ま つ り	5 月 8 月 9 月 10～11月	中 止（名東区） 中 止（瑞穂区） 中 止（守山区） 検討中 (中区を除く12区)
水 フ ェ ス タ	6 月 7 日	中 止
名 古 屋 城 夏 ま つ り	8 月 上 中 旬	検討中 (6 月中に判断予定)
東 山 動 植 物 園 ナ イ ト Z O O	8 月 中 下 旬	検討中 (6 月中に判断予定)
市 民 ス ポ ー ツ 祭	8 月 22～30 日	中 止
子 ど も の ま ち ～なごや☆子ども C i t y 2 0 2 0 ～	8 月 29～31 日	中 止
市 民 総 ぐ る み 総 合 防 災 訓 練	9 月 6 日	代替案にて検討中
環 境 デ ー な ご や	9 月 19 日	検討中
名 古 屋 ま つ り	10 月 17、18 日	検討中

※今後の感染動向やガイドラインの見直し等により内容を変更する場合があります。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症への対応(防災危機管理局)

○新型コロナウイルス感染症が発生する状況のなか、出水期に入り、市民の皆様が安心して避難できるよう避難所における感染症対策に向けた準備を進めます。

○また、市民の方には災害発生時に自宅での安全確保が可能であれば在宅での避難を、自宅の安全が確保できなければ安全な親戚・友人宅に避難するなど、避難所が密にならないような避難行動を推奨するとともに市民の皆様へ周知します。

【本市の取組】

1 避難所での受付窓口の増設

発熱・咳等の症状のある者等の受付を新たに設置。

2 受付における健康チェック及びゾーニング

受付時に発熱健康チェック表を用いて健康状態を確認し、発熱・咳等の症状のある者等を専用スペースに案内。

3 避難スペースのさらなる確保

予め指定されているスペース以外を避難スペースとして確保できるよう指定避難所の施設管理者と協議。

4 避難スペースにおけるソーシャルディスタンスの確保

避難スペースにおいて、密接状態を避けるよう避難者同士の距離を保つよう周知。

5 避難所生活における健康管理

健康観察表を用いて日々の健康管理を行い、指定避難所運営マニュアルに基づき、衛生用品(マスク・アルコール消毒液など)を活用しながら清掃・施設の消毒・手洗い、換気などの衛生対策を徹底するとともに、衛生用品のさらなる配備を検討。

【市民の皆さまへのお願い】
※名古屋市公式ウェブサイト及び Twitter にて掲載

1 災害リスクの確認

災害が発生して自宅で命を守れない場合に災害の種類ごとの指定緊急避難場所に避難し、災害の恐れがなくなり自宅が被災して帰宅できない場合に指定避難所での生活になります。そのため、まずはご自身の住んでいる場所の災害リスクを確認して、避難が必要なのかどうか確認しましょう。避難が必要であれば災害の種類ごとの指定緊急避難場所に避難してください。

2 避難の検討

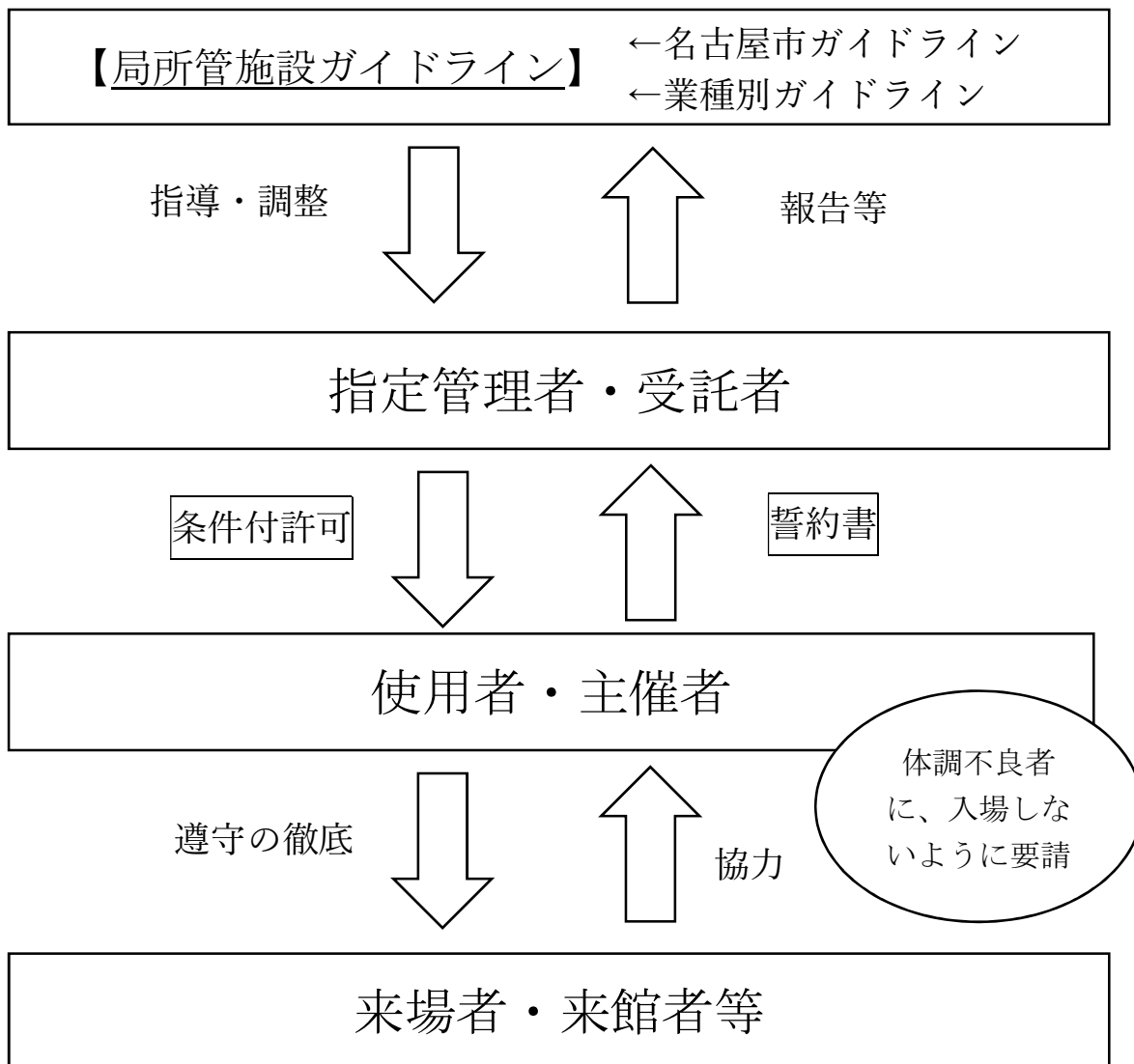
指定避難所は、「自宅が被災して帰宅できない場合に、一定期間、避難生活を送るための施設」です。自分自身が新型コロナウイルス感染症へ感染するリスクを減らし、指定避難所が過密状態になることを防ぐためにも、自宅が浸水や倒壊する危険性がない場合など、自宅での安全確保が可能であれば、在宅避難をお願いします。また、自宅での安全確保が難しい場合であっても、可能であれば親戚や友人の家等への避難をご検討ください。

3 衛生環境の確保

名古屋市では、熊本地震における課題を踏まえ、感染症の疑いのある方や汚物処理などの対応を行う方に使用していただくための衛生用品を指定避難所において配備しています。指定避難所に避難された際は、避難所スタッフの指示に従い咳エチケット、手洗いの徹底などの衛生対策にご協力ください。なお、指定避難所には必要最低限の物資しか配備されていないため、避難をする際には非常持出品として次のものを可能な限り準備をお願いします。

体温計、マスク、アルコール消毒液、最低3日分の食料と飲料水、衣類（着替え）、携帯ラジオ、モバイルバッテリー、常備薬、生理用品 など

観光文化交流局所管施設（貸館）における
新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対策ガイドライン



○基本的なガイドラインの内容

- ・ 3密の回避（換気、人の距離の確保、近距離の会話を避ける等）
- ・ 検温等により健康状態を把握、咳エチケット・消毒の徹底
- ・ 体調不良者に対し、入場しないように要請する
- ・ 施設使用者が実施する具体的対策を明示し、誓約書を徴取
- ・ 今後の国や県の動向を踏まえ、適宜更新を行う

名古屋国際会議場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 26 日
名古屋市観光文化交流局 MICE 推進室

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、専門家会議新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡、愛知県の新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置及び本市の市有施設の開館に向けたガイドライン並びに当地域の感染状況等を踏まえ、名古屋国際会議場について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、開館する。

- ・ 本ガイドラインは、当面の間運用することとし、国等の動向を踏まえ更新等を行う。また運用終了時期は当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。
- ・ 本ガイドラインを順守しない使用者（主催者）に対しては、使用を許可しない、又は使用の許可を取り消すことができるものとする。

1. 使用者（主催者）が順守する事項

- ア. 感染者が出た時の追跡調査のため、来場者（観客・出展者・設営スタッフ等含む。以下同じ。）など場内に入る人の連絡先を把握する。
- イ. 来場者の検温を行い、37.5 度以上の発熱がある場合は入場しないように要請する。
- ウ. 以下に該当するスタッフは従事させない。
 - A) 37.5 度以上の発熱がある人
 - B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる人
 - C) 過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
 - D) 過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去 2 週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
 - E) その他、感染の疑いの不安がある人
- エ. スタッフの手洗い・消毒・マスク等による咳エチケット・手袋などの着用等を徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
- オ. 厚生労働省の示す方法に従い、定期的に窓の開放による換気又は機械換気を行う。※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。
- カ. 以下の事項に取り組み密集の発生が想定されないようにする。
 - A) 参加人数は、国が示す「催物開催に係る段階的緩和」に従う。
 - B) 出入口で参加人数をカウントする、座席指定制とする等参加人数の管理を行う。
- キ. 以下の事項に取り組み密接の発生が想定されないようにする。
 - A) 大声での発声、歌唱、声援など感染リスクが高い行為が伴うイベントを行

わない。

B) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。

C) 商談コーナー等の対面会話が行われる箇所は2 m以上距離とるか、アクリルボード設置等の飛沫感染防止措置を行う。

D) 飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け（1 m、できれば2 m）、真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。

ク. 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。

ケ. 会場内で人の手の触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。

コ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力する。

サ. 当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。

シ. 「2. 来場者の順守する事項」について来場者に周知する。

2. 来場者の順守する事項

ア. 主催者からの連絡先の聞き取りに協力する。

イ. 以下に該当する場合は来場しない。

A) 37.5 度以上の発熱がある人

B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる人

C) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人

D) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人

E) その他、感染の疑いの不安がある人

ウ. 手洗い・消毒、マスク等による咳エチケットを徹底する。

エ. 大声での会話等、感染リスクの高い行為を行わない。

オ. イベント前後や休憩時間での交流等を極力控える。

カ. 感染が明らかになった場合は、保健センター等の感染追跡調査等の実施に協力する。また、濃厚接触者となった場合も同様とする。

3. 施設管理者（指定管理者）の行う事項

ア. 職員の体調管理・手洗い・消毒・マスク等による咳エチケットを徹底する。

イ. 施設内の換気を徹底する。

ウ. 休憩所のベンチ等は、2 m以上の距離をとるように配置する。

エ. 受付カウンターなど人と人が対面する場所は、2 m以上の距離をとるか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどでの飛沫感染防止措置を行う。

オ. 施設内のレストラン・食堂等は、座席の間隔を空け（1 m、できれば2 m）、真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。

※指定管理者の管理外のレストラン等に関しては市から直接指示する

カ. 市が準備したサーモグラフィ、非接触型体温計などを使用者に無償貸与（測定は使用者の責任にて行う）する。

- キ．アルコール消毒液等を施設入口やトイレなどの共用部に設置する。
- ク．トイレ、ロビーなどの共用部を定期的に消毒する。
- ケ．トイレ出入口前にパーテーションを設置し出入口扉を常時開放にするなど人が手に触れる個所を減らす工夫をする。
- コ．トイレについては感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する、ハンドドライヤーを止める。
- サ．感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センターに連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。
- シ．「１．使用者（主催者）が順守する事項」について使用者に徹底する。また、使用者に対し、別紙誓約書を提出するよう求める。
- ス．「２．来場者の順守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、来場者に周知徹底する。

誓 約 書

使用日 : 令和 年 月 日

使用施設 : _____

使用人数 : _____ 人

記入日 : 令和 年 月 日

申込者 住所

氏名

印

(団体の場合は、所在地、名称並びに代表者の氏名)

記入者氏名 (署名) _____

<施設名>の使用にあたり、「名古屋国際会議場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に掲げる「1. 使用者（主催者）が順守する事項」を順守します。

地域外来・検査センターの設置について（健康福祉局）

新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査体制を増強するため、名古屋市医師会の協力のもと、以下のとおり地域外来・検査センターを設置しましたので、お知らせします。

1 名称

名古屋市ＰＣＲ検査所

2 開設日

令和２年５月２１日（木曜日）

3 検査実施日・時間

月曜日～金曜日 午後２時～午後３時３０分

4 設置数

市内１箇所

※設置場所は患者のプライバシーや安全確保の観点から検査対象となった方以外の方が来所しないよう、非公表としております。

5 検査件数

３０件／日

6 検査方式

屋外ドライブスルー方式

7 検査対象者

かかりつけ医等の判断で、名古屋市ＰＣＲ検査所に行くこととされた軽症者

8 実績

２１日： １件

２２日： １２件

２５日： １２件

２６日： ２０件

４日間計 ４５件

愛知県新型コロナウイルス 感染拡大予防対策指針

県民の皆様の生命と健康を守り
活力ある社会経済活動を維持するために

2020年 5月26日

愛 知 県

本指針の策定趣旨

この「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」は、県民の皆様の生命を守り、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とするため、感染症を巡る状況を的確に把握し、県や市町村、医療関係者、専門家、県民や事業者が一丸となって、感染拡大予防対策をさらに進めていくため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様にご協力を要請する事項など、今後、講じるべき対策を、現時点で整理し、対策を実施するにあたっての指針を定めたものです。

目 次

県民・事業者の皆様へのメッセージ	P-	1
1. これまでの経過	P-	3
(1) 感染状況と医療提供状況等	P-	3
(2) 愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置	P-	4
2. 対策の基本方針	P-	8
3. 個別対策ごとの実施方針	P-	9
(1) 感染状況等の監視	P-	9
(2) 県民・事業者の皆様へのお願い	P-	10
1) 「新しい生活様式」の定着	P-	10
2) 一定の期間を設けて段階的に緩和	P-	10
3) 都道府県をまたぐ移動	P-	10
4) クラスター発生実績のある施設の利用	P-	11
5) 催物(イベント等)の開催	P-	11
6) 職場への出勤等	P-	13
(3) 医療面での対策	P-	13
① 医療提供体制の維持・強化	P-	13
② 検査体制の維持・強化	P-	13
③ 医療資機材の調達	P-	14
④ さらなる対策	P-	15
(4) 学校・教育	P-	15
① 学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策	P-	15
② 児童生徒のオンライン学習の支援	P-	15
③ さらなる支援	P-	16
(5) 経済対策	P-	16
① 事業者に対する支援	P-	16
② 家計に対する支援	P-	17
③ さらなる支援	P-	18
(6) その他の取組	P-	18
① 防災対策における感染防止対策～避難所の感染防止対策	P-	18
② 県民・事業者の皆様への情報提供	P-	19
③ 県の実施体制及び国・市町村等との連携	P-	20
参考資料	P-	21

愛知県緊急事態宣言の解除に際して 県民・事業者の皆様へのメッセージ

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた愛知県の取り組み

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、「緊急事態措置」を定め、直ちに実施に移すとともに、4月16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、5月4日には国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長し、全力で感染防止対策に取り組んでまいりました。

この結果、新規感染者数は4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保できており、5月14日には、国においても、法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されたところです。

医療関係者の皆様には、昼夜を問わず最前線で献身的に対応をいただくとともに、県民や事業者の皆様には、外出自粛や休業要請などにご協力をいただき、全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

II. 社会経済活動の再開

そうした中で、本県では、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については、18日以降の分散登校日の設定や25日からの分散登校や時差登校などを実施しています。

事業者の皆様への休業要請についても、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、緩和することとし、5月15日にはクラスター発生実績が無い施設を、5月19日には、徹底した感染防止対策により三つの密の回避が可能な施設を、さらに5月22日には、クラスター実績のある施設を除いた施設の休業要請を解除いたしました。

Ⅲ. 愛知県緊急事態宣言等の解除

全国的にも、新規感染者数の減少等から、5月21日に関西圏の2府1県が、25日は、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動を再開するための取組が始まっています。

本県では、5月14日の国の宣言の対象区域の解除後も、感染状況は、国が判断の目安としている新規感染者数を大きく下回り、減少を続けています。

これらの状況を総合的に勘案し、本県においても、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することといたします。

Ⅳ. 徹底した感染防止対策の実施を

一方で、断続的に新規感染者が発生するなど、感染症のリスクは、依然として社会生活の場に存在していますので、今後も、社会経済活動を持続的に両立させながら、再度の感染拡大を防止していくことが不可欠であります。

このため、引き続き、県民の皆様には、3つの密を避けるなど、「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、個別施設ごとに、あらゆるリスクに備え、徹底した感染防止対策の実施をお願いします。

県においても、感染状況と医療提供体制の確保の状況を、新規感染者数、陽性率、入院患者数により監視を続け、判断基準となる指標を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には、迅速かつ的確に規制による感染防止対策を講じてまいります。

県民の皆様の生命と健康を守ることを、引き続き最優先課題とし、一日でも早く、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくため、県民の皆様、医療関係者、市町村、事業者の皆様と一致協力し、一体となって、感染症の克服に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

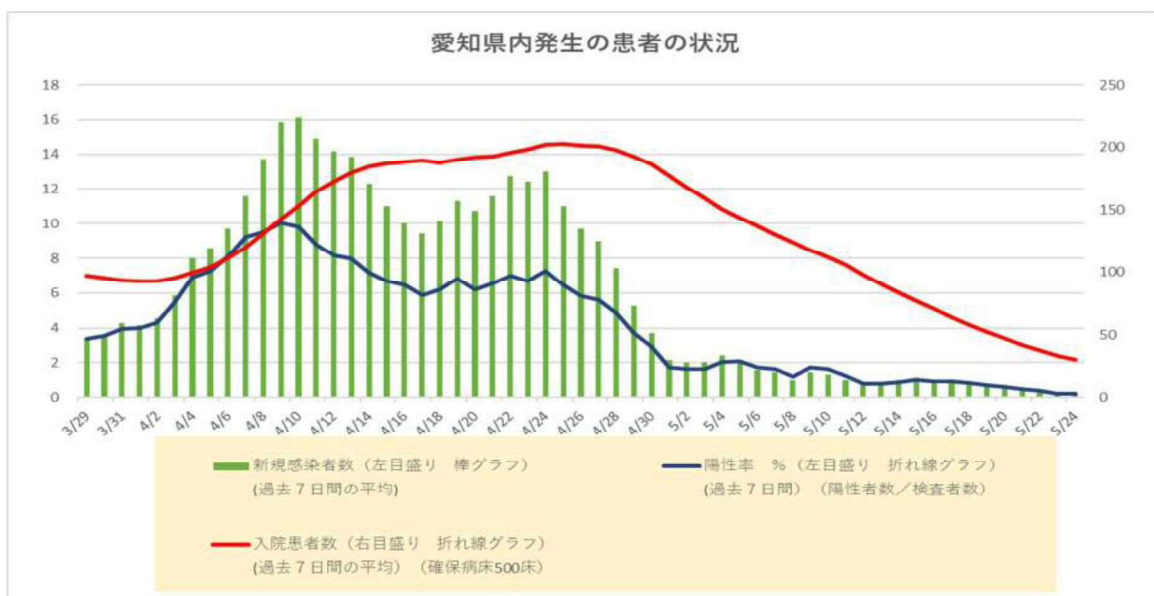
2020年 5月26日

愛知県知事 大 村 秀 章

1. これまでの経過

(1)感染状況と医療提供状況等

- 昨年12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大し、本県においても1月に中国人渡航者の感染が確認され、2月以降、感染者の発生が続き、感染者数は2月27人、3月149人、4月305人(再感染者除く)となりました。
- 医療面に関しては、感染が疑われる方々を保健所に設置した帰国者・接触者相談センターで受け付け、受診が必要な方を帰国者・接触者外来へ紹介し、陽性と判明した方には、感染症指定医療機関等で入院治療していただく体制により対応してきました。そうした中、4月上旬から患者数が急速に増加するとともに、感染経路不明者も多く確認されたことを踏まえ、「愛知方式」として、重症・中等症の方に医療を重点的に提供し、無症状・軽症の方には宿泊施設等で療養していただく体制を整備しました。
- また、県衛生研究所のPCR検査の機能強化等により、県全体の検査能力の拡充を図るとともに、PCR検査能力の拡充を検査件数の増加につなげるため、検査対象者の拡大を保健所等へ周知しました。さらに、検査を集中的に行うPCR検査所を5月15日に設置しました。
- 4月下旬以降、感染者数は減少傾向となり、5月の感染者数は24日までで21人(再感染者除く)、また、5月24日現在、入院者は25人となっています。



(2)愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置

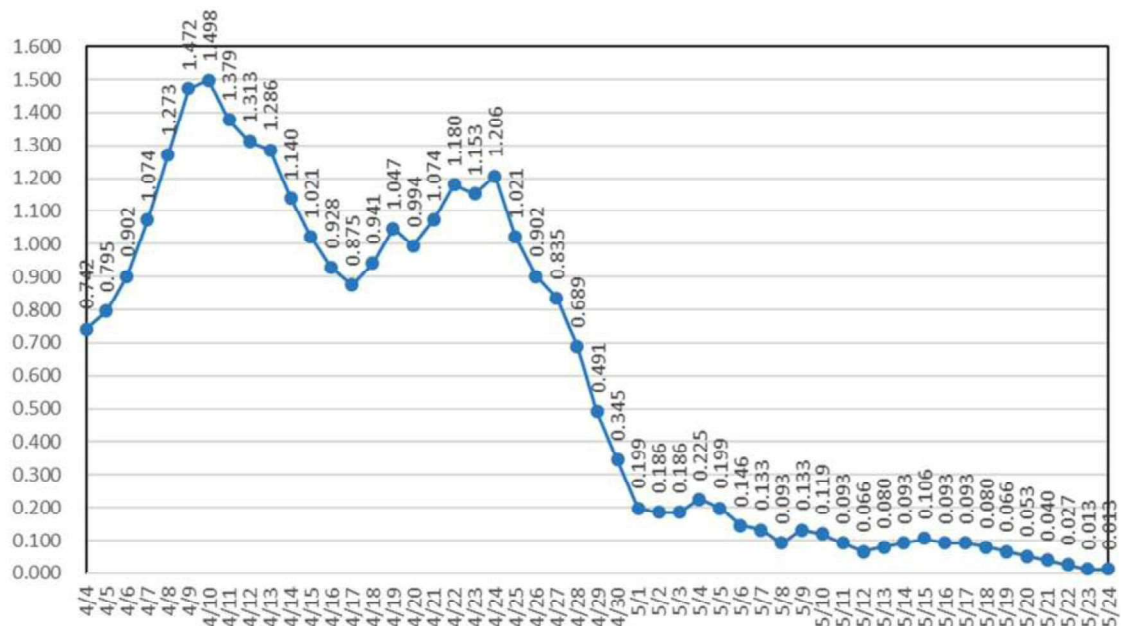
- 国は、新型コロナウイルス感染症の流行の早期終息に向け、3月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)を改正するとともに、3月26日に法第15条第1項に基づく政府対策本部を設置しました。
- 愛知県では、これに先立ち、1月30日に、知事を本部長とする「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、庁内横断的な対策に着手し、3月26日の政府対策本部の設置を受け、同日、法第22条第1項に基づく対策本部として改組し対策の一層の強化を図ることとしました。
- また、全国規模での患者数の増加を受け、国は4月7日に、東京都、大阪府を始め7都府県を対象として緊急事態宣言を発出、本県においても、4月10日に、県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、直ちに「緊急事態措置」を定め、対策本部の下に特措法対策チームを始め8つの個別チームを設置して体制の強化を図り、全県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先として、ありとあらゆる対策を実施することとしました。
- 緊急事態措置では、感染症の早期収束には、徹底した人と人との接触機会の低減が必要となることから、法第24条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様は、外出の自粛と、「密閉」「密集」「密接」の“三つの密”を避ける行動を要請するとともに、4月13日には、それまでにクラスターが発生していた繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を強く呼びかけています。
- また、4月16日には、愛知県が国の緊急事態宣言に基づく「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、感染のリスクが高く、感染拡大の原因となる可能性が高い施設に対し、4月17日から5月6日までの間、法第24条第9項に基づき、休業協力要請等をお願いするとともに、ご協力いただいた事業者の皆様は協力金を交付することとしました。
- さらに、4月24日、大型連休を控え、週末に多くの人が集まる場での対策として、スーパーマーケット等での買い物に際し、県民・事業者の皆様は「あいちの買い物ルール」への協力を、公園を利用する際にも、少人数で混雑を避け、人と人との距離をとることをお願いしました。

- 4月28日には、特に、不要不急の帰省や旅行、県内外の移動の自粛をお願いするメッセージを発出するとともに、翌日から5月6日まで、JR名古屋駅の新幹線改札口において、来県者に不要不急の外出自粛を呼びかける啓発活動と任意での検温を実施しています。
- また、営業を継続するパチンコ店に対し、4月24日から、個別訪問による協力要請を続けるとともに、4月28日からは、法第45条第2項に基づく要請、第3項に基づく指示、第4項に基づく公表の手続きを講じ、5月2日には全ての店舗で休業協力をいただきました。
- 5月4日、国が緊急事態宣言の枠組みを5月31日まで延長する旨を決定したことを受け、愛知県としても、県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置の期間を同日まで延長し、医療提供体制の更なる強化に取り組むとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑える取組に万全を期すこととし、県民・事業者の皆様にも引き続き協力をいただくようメッセージを発出しています。
- これらの取組の結果、新規感染者数が4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保することができているため、5月14日には、国の緊急事態宣言が解除されています。
- しかし、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については18日以降の分散登校日の設定や、25日からの分散登校や時差登校を実施する他、事業者の皆様への休業要請についても順次、緩和することとしました。
- 休業要請の緩和に際しては、クラスター発生の有無など感染リスクに即して、施設を三つに区分し、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、休業要請を緩和することとしています。
- 5月15日には、区分Ⅰ：クラスターの発生実績が無く、かつ県民の健康的な生活に資する施設、及び区分Ⅱ：クラスターの発生実績が無い施設を緩和、5月19日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績が無い、水泳場、ボウリング場及び床面積 1,000 m²以上のホテル・旅館(集会の用に供する部分)、5月22日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績のある

施設を除いた施設を除いた、遊興施設、運動・遊技施設について緩和を行っています。

- 感染状況は、国が感染状況の判断の目安としている「10万人あたりの直近1週間の累積報告数・0.5人」に対し、5月11日に1/5の0.1人を、5月15日の緩和開始以降も、21日に1/10の0.05人を下回るなど、減少を続け、落ち着いた状況が続いています。
- 全国的にも、5月21日に大阪府・京都府・兵庫県、5月25日には、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大の防止を維持しながら、社会経済活動を再開するための取組が始まりました。
- 本県においても、これらの状況を総合的に判断し、5月26日、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することとしました。

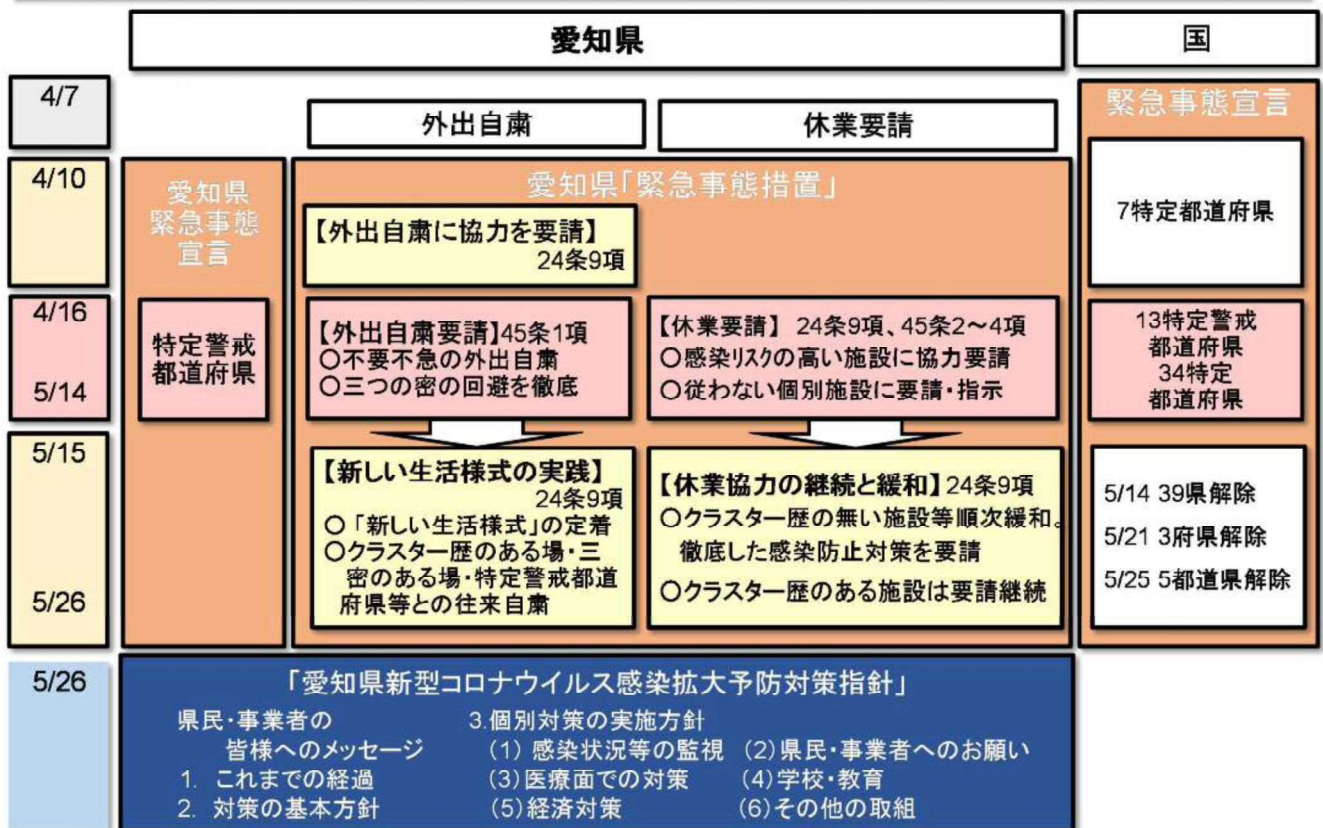
▼愛知県の10万人あたりの累積報告数の推移



▼これまでに実施した緊急事態措置の経過

3月	14日（日）	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
	26日（木）	政府対策本部設置
		愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置
4月	7日（火）	国・7都府県に緊急事態宣言
	10日（金）	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定
	13日（月）	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請
	16日（木）	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言
	17日（金）	法第24条第9項に基づく休業協力要請
	24日（金）	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い 営業継続中のパチンコ店に訪問要請
	28日（火）	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ 法第45条第2項の要請・事前通知
	29日（水）	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動
	30日（木）	法第45条第2項の要請・第3項の公表
5月	1日（金）	法第45条第3項の指示・事前通知
	4日（月）	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長 愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長
	14日（木）	国の緊急事態宣言の対象区域から解除
	15日（金）	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和
	19日（火）	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和
	21日（木）	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除
	22日（金）	施設区分Ⅲのクラスター実績のある施設を除き休業要請緩和
	25日（月）	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除
	26日（火）	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針

愛知県の「感染防止対策」の枠組みと流れ



2. 対策の基本指針

(1) 感染状況等の監視

- 新規感染者数、陽性率、入院患者数を指標として速やかに把握し、設定した基準値を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には迅速かつ的確に感染防止対策を講じます。

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 県民の皆様には、「三つの密」を徹底的に避け、基本的な感染対策の継続など「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、営業の継続・再開に際して、徹底した感染防止対策の実施をお願いいたします。

(3) 医療面での対策

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」により、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、宿泊施設等での安静・療養を原則とすることで、医療崩壊を防ぎます。
- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査能力の拡充、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様の生命と健康を守る取り組みを引き続き進めます。

(4) 学校・教育

- 教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。
- 限られた期間の中で、学習の遅れを取り戻すため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入します。

(5) 経済対策

- 県民の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるため、県独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら取組を推進することにより、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻します。

3. 個別対策ごとの実施方針

(1) 感染状況等の監視

- 愛知県では、感染の状況や医療提供体制の状況を慎重に分析、検証し、医療提供体制をしっかりと確保しながら、社会経済活動とのバランスをとる方法をとってきました。
- この取組により、一貫して、県民の皆様の生命を守るための医療提供体制を十分に確保することができ、国の緊急事態宣言の解除後は、感染防止対策を維持しつつ、休業要請の緩和など、段階的に社会経済活動のレベルをあげてきています。
- 全国的に第二波の可能性が危惧されているように、感染症は、再度の感染拡大のリスクが存在していますので、今後も、感染症の拡大防止対策と社会経済活動の維持を両立させ、機動的に対応を進めていくことが求められています。
- このため、感染状況については、過去7日間における平均の新規感染者数や検査者数に占める陽性者の割合(陽性率)、医療提供体制の状況については、過去7日間における平均入院患者数により、常に定量的に分析、検証を継続して実施するとともに、判断基準となる指標を設け、注意・警戒情報の発出や、規制の実施など、迅速かつ適切に対応を進めてまいります。

判断基準となる指標とは

基 準 項 目	注意(警戒)領域 (イエローゾーン)	危険領域 (レッドゾーン)
(1) 新規感染者数 (過去7日間の平均)	10 人	20 人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{注)})	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数(過去7日間の平均) (確保病床 500 床)	150 人	250 人

注) 陰性確認の検査を除いた人数。

- 新規感染者数、陽性率、入院患者数の過去7日間平均の数値を基準として、注意(警戒)領域(イエローゾーン)を1つでも上回れば、警告を発し一部規制モードに入り、危険領域(レッドゾーン)をすべて上回れば、厳しく規制するというものです。

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 「新しい生活様式」の定着や、一定期間を設けての段階的な緩和などについては、5月25日に国から示された新たな「基本的対処方針」を踏まえ、以下のとおり対応してまいりますので、ご協力をお願いします。

1) 「新しい生活様式」の定着

- 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、日常生活の中に定着していただくようお願いします。
- 具体的には、国の専門家会議の資料1「人との接触を8割減らす10のポイント」や、資料2「新しい生活様式の実践例」で示されている様々な対策を、一人ひとりの日常生活や職場の様々な場面に取り入れていただくようお願いいたします。
- また、多くの人が集まる場で感染防止対策としてお願いした、資料3「あいちの買い物ルール」や「公園利用のお願い」についても、新しい生活様式の一部として、実践を続けていただくようお願いいたします。

2) 一定の期間を設けて段階的に緩和

- 「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の期間を設けることとし、概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、種々の活動を段階的に緩和します。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ①段階＝これからの3週間程度（ | ～6月18日（木）迄） |
| ②段階＝その後の3週間程度（6月19日（金）～7月9日（木）迄） | |
| ③段階＝その後の3週間程度（7月10日（金）～7月31日（金）迄） | |

3) 都道府県をまたぐ移動

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、資料4のとおり、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、①段階では、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都

道府県であった首都圏1都3県及び北海道との間の移動は、慎重に対応していただくようお願いします。

- また、観光振興の観点からの移動については、①②段階でまずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、③段階から県外からの積極的な呼び込みを実施することといたします。

4) クラスター発生実績のある施設の利用

- これまでにクラスターが発生しているような施設として5月22日付けで「休業協力要請を継続する施設」として発表した施設(資料5)の利用は、5月末まで、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止対策の徹底により、一定の安全性を確保することを前提に、①段階の6月1日から緩和することとします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、県民・事業者の皆様に必要な協力の要請等を行います。

5) 催物(イベント等)の開催

- 催物等の開催に対する中止又は延期要請等は、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく感染防止対策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等を評価しながら、資料6「イベント開催制限の段階的緩和の目安」のとおり、段階的に規模要件(人数上限)を緩和します。
- イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、以下を目安としていただくとともに、適切な感染防止対策の(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあつては客席との十分名距離の確保、声援に係る感染防止等)の実施をお願いします。
 - 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。
 - 屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ、2m)

- また、イベントそのものが、リスクの低い場所で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、交流等を極力控えるようお願いします。
- イベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、段階ごとに次に掲げる数値を上限として、段階的に緩和することとします。

②段階【6月19日～7月9日】

- 屋内・屋外ともに 1,000 人以下

③段階【7月 10 日～31日】

- 屋内・屋外ともに 5,000 人以下

※ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすることとし、屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保できることとする(できるだけ2m)。

注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例:プロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例:展示会的主催者と来場者等)には両者を合計した数とします。

- 主催者においては、催物の態様(屋内か屋外か、全国的か地域的か等)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や講じるべき感染防止対策に十分に配慮していただくようお願いします。
- なお、全国的な人の移動を伴うような大規模イベント(スポーツの試合等)は、段階的な緩和を図っていく中で、②段階から、まずは無観客での開催を求めることといたします。(③段階以降は、上記の人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離を十分に確保できる要件とする。)
- 上記の移行期間で、各段階の一定規模以上の催物の開催は、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう、主催者に対し、慎重な対応を求めます。
- 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、主催者において、「三つの密」が発生しない席配置や人と人との距離の確保、催物の開催中や前後の選手、出演者や参加者等の主催者による行動管理等、基本的な

感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

- また、参加者名簿等を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等をお願いいたします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対し、必要な協力の要請等を行います。

6) 職場への出勤等

- 事業者の皆様には、引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組をお願いいたします。
- また、職場や店舗等に関して、感染拡大予防ガイドラインの実践をはじめとして、感染拡大防止のための適切な取組をお願いいたします。

(3) 医療面での対策

① 医療提供体制の維持・強化

- 本県では、これまで、医療関係者の皆様の献身的なご尽力により、医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な医療を提供できています。引き続き、現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、第2波、第3波に備え、更なる強化に取り組んでいきます。
 - 入院病床は感染症指定医療機関(12病院72床)、その他協力医療機関(58病院428床)を合わせ、合計70病院500床を確保。
 - 重点医療機関は15病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者25病院、透析患者13病院、妊産婦3病院、小児患者12病院を確保。
 - 軽症等の療養を行う宿泊施設は、1,300室を確保。
 - 今後の第2波の発生に備え、新型コロナウイルス感染症専門病院の設置を計画中。

② 検査体制の維持・強化

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる方を速やかに検査し、適切な医

療に結び付けるために、愛知県衛生研究所を始め、保健所設置市、民間検査機関及び医療機関における PCR 検査能力の拡充を図ります。

	5/10 時点	5/12	5/18	5/22	5/29	6月 中旬	秋
県 全 体	300	638	758	783	905	1,125	1,325
県衛生研究所	120	120	240	240	280	320	480
保健所設置市 民間検査機関	180	180	180	205	245	245	245
医療機関（52）		338	338	338	380	560	600

- 地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等の PCR 検査所を設置します。
 - 5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設
 - 5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設
 - 今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中
- 迅速抗原検査キットについては、早期診断や院内感染対策などでの有効性が期待できることから、PCR 検査と併せて、役割分担しながら、広く実施していく必要があります。
- 抗体検査キットについては、感染率(既感染)の把握に有用と考えられるため、国の性能評価の結果等により精度を確認しながら、広く実施できるよう検討していく必要があります。

③ 医療資機材の調達

- 入院協力医療機関が整備する人工呼吸器、簡易陰圧装置、体外式膜型人工肺(ECMO)などの設備や医療従事者が着用するマスク、防護服、手袋など个人防护具の資材購入費用に対して補助を行います。
- 帰国者・接触者外来設置医療機関が整備する HEPA フィルター付空気清浄機、HEPA フィルター付パーティションや医療従事者が着用するマ

スク、防護服、手袋など個人防護具の資材購入費用に対して補助を行います。

- 県がマスク、防護服、手袋等を購入し、保健所を通じて各医療機関に配布します。

④ さらなる対策

厳しい環境に置かれる医療従事者や病院を支援し、県内の医療提供体制を支えます。

- 県独自の「愛知県医療従事者応援金」の交付
- 資金繰りが悪化している第2次救急医療を担う病院を運営する医療法人に対する「新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金」による無利子・無担保の融資

(4) 学校・教育

①学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策

- 5月20日に通知した「教育活動の再開に向けたガイドライン」に基づき、県立学校において、教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。

〔参考〕

- 5月22日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」を周知しました。

② 児童生徒のオンライン学習の支援

- 県立学校については、5月25日から段階的に再開し、市町村立学校や私立学校においても、それぞれ段階的な再開が図られているところです。
- 県立学校のオンライン学習環境を整備するため、インターネット回線を増強するとともに、児童生徒用のタブレット端末や教員用のモバイルルーターを順次配備します。
- 学校再開後は限られた期間の中で授業を行う必要があり、これまでの学習の遅れを取り戻すためには、学校だけでなく、家庭における学習内容

の予習・復習によって学力定着を図ることが重要です。そのため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用でき、教員が各児童生徒の学習の進捗状況を把握できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入し、6月から利用を開始します。

オンライン学習支援サービス 導入のねらい

- 1 先生が家庭学習の課題を配信、
休業による学習の遅れを取り戻す
- 2 生徒が自由に授業動画を活用、
自主学習を支援する

学習の遅れを取り戻すための 活用イメージ



自主学習 活用イメージ

生徒一人ひとりのニーズに合わせた活用

- | | |
|---|------------|
| 4万本以上の
授業動画
小4～
大学受験
複数レベル
国数英理社 | 苦手教科を克服 |
| | 得意教科を伸ばす |
| | つまづいた内容を復習 |
| | 志望校受験に活用 |

導入するオンライン 学習支援サービスの特徴

- 4万本以上の
- ①授業動画
- 理解度を確認する
- ②確認テスト
- 生徒の学習を支援する
- ③管理機能

③ さらなる支援

- 円滑な学校の再開に向けた支援を展開します。
 - 感染防止のための特別支援学校スクールバスの増車
 - 高等学校等奨学給付金における支給対象者の拡大
 - 県立学校等における消毒液・マスクなど衛生用品の確保、国公立幼稚園における消毒液・マスクなど衛生用品の確保に対する支援

(5) 経済対策

① 事業者に対する支援

- 国制度を活用した実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「感染症対応資金」により、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応します。
- また、事業が正常化するまでの当座資金として、また、雇用調整助成金

等が給付されるまでのつなぎ資金として、実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「緊急小口つなぎ資金」により、中小・小規模事業者の資金繰り支援を拡充します。

- 無担保、かつ延滞金なしで、1年間、県税の徴収を猶予する特例措置を創設し、収入が大幅に減少した事業者等の負担を軽減します。
- 農業、林業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で活用できる持続化給付金について、きめ細かな相談対応を実施するとともに、中小企業が支給する休業手当を助成する雇用調整助成金について、あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」や県民事務所等産業労働課における労働相談、県 Web ページ、メールマガジン等を通じて周知します。
- 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大し、農林水産事業者等を支援します。
- イベントや冠婚葬祭の自粛等により需要が低迷している「花き」や大葉等の「つまもの」について、新たな利活用に取り組む農業者を支援します。
- 価格の下落や販売量の減少が顕著である県産牛肉・名古屋コーチンを学校給食に提供し、児童生徒を応援するとともに、県内畜産農家及び食肉事業者を支援します。
- 外国人技能実習生が入国できないことによる人手不足の解消を図るため、県立農業大学校において農業研修を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援します。

② 家計に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金貸付制度の拡充により、生活費用を支援するとともに、住居確保給付金の支給対象を拡大し、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失った又は住居を失うおそれのある世帯に対し、期間を定めて家賃相当額を支援します。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に県営住宅を提供します。

③ さらなる対策

- 感染症拡大が収束した後を見据え、国の取組と足並みを揃えながら、経済回復への支援策を展開します。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
 - スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援
 - 文化芸術、スポーツ活動の事業継続や生活維持に係る支援
 - 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
 - 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
 - テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
 - 介護サービス分野及び障害福祉サービス分野における感染症対策の推進

(6) その他の取組

① 防災対策における感染防止対策 ～避難所の感染防止対策

- 新型コロナウイルス感染症が発生する状況のなか、大雨や地震などの自然災害が発生し、市町村が避難所を開設する場合には、県民の皆様が安心して避難できるよう避難所における感染症対策を進めます。
- また、安全な親戚・知人宅に避難するなど、避難所が密にならないような避難行動を推奨するとともに県民の皆様に周知します。

-1. より多くの避難所の確保

- 通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、ホテル、研修施設などの新たな避難先の確保を進めます。

-2. 避難所での健康状態の把握

- 避難所の受付では、発熱や咳などの兆候・症状の有無について聞き取りを実施し、兆候・症状が疑われる方は専用のスペースを設けます。
- 避難生活開始後も定期的に健康状態を確認します。

-3. 専用スペースの確保

- 感染症が疑われる方のために、避難所とは別の建物や避難所内の個室を確保し、一般の避難者とはゾーンや動線を区別した対応を実施します。

-4. 手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底と衛生環境の確保

- 避難所全てのスタッフと避難者が手洗いなどの適切な感染対策を行うことで、感染を減らすことができるため、マスクの着用などの咳エチケットと併せた基本的な感染症対策を徹底します。
- 炊事場やトイレなど共同で使用するような箇所は定期的に清掃するなど、衛生環境を確保します。

-5. マスクなどの感染症資機材の備蓄

- マスクや消毒薬など、必要な感染症資機材について備蓄を進めます。

【 県民の皆様への避難行動のお願い 】

- 市町村が発行するハザードマップで自宅の災害リスクを確認し、事前に避難先を家族で話し合っておきましょう。
- 安全な避難先として、自宅に留まることや親戚・知人宅に避難することも検討してください。
- 避難する際には、マスク、消毒薬、体温計などをできるだけ携行してください。

② 県民・事業者の皆様への情報提供

- ・ 本部長である知事から、感染状況や医療提供体制の確保の状況、県として講じる新たな取組などについて、メッセージや情報を発信し、県民や事業者の皆様に広く理解と協力を求めます。
- ・ また、Web ページや SNS など、あらゆる媒体を活用して、県民の皆様のご生活や事業者の皆様のご社会経済活動に役立てていただくことができるよう、広く周知に努めます。

- さらに、県民や事業者等の疑問や不安に対して、「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の申請期間中は、「県民相談窓口（コールセンター）」において、ワンストップで対応を続けていきます。

③ 県の実施体制及び国・市町村等との連携

- 本県の感染症対策を着実に進めるため新設した感染症対策局を中心に、全庁横断的な体制を維持するとともに、対策の実施に際しては、医療・福祉関係者や専門家、国や隣接県、県内市町村など関係機関や諸団体と緊密に連携・協力し、迅速かつ的確に対応を進めていきます。